明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件（経済産業二一、三二）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十二年度地方団体の歳入歳出総額の見込額（内閣）　二
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　四
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
地方職員共済組合定款の一部変更関係　八〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　八一
会社その他
会社決算公告　八三

告示

○経済産業省告示第三十一号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十二年二月二十三日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録の区分	外国登録検査機関
一　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第二項に係るものに限る。）	テュフ　ラインランド　香港　リミテッド　エンペラーインターナショナルスクエア　9―10F、7　ワン　タイ　ロード、クロン　ベイ、クロン、香港
二　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。）	
三　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。）	
四　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）	

（参考）

テュフ　ラインランド　香港　リミテッドの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

テュフ　ラインランド　香港　リミテッド（エンペラーインターナショナルスクエア　9―10F、7　ワン　タイ　ロード、クロン　ベイ、クロン、香港）

テュフ　ラインランド　香港　リミテッド　試験センター（ニッチセンター　8F、14　ワン　タイ　ロード、クロン　ベイ、クロン、香港）

○経済産業省告示第三十二号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十二年二月二十三日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録の区分	外国登録検査機関
一　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。）	テュフ　ラインランド　台湾　リミテッド　7階、2、ミンチュアンイーストロード、セクション3、台北104、台湾
二　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）	
三　電熱器具（基準省令第一項に係るものに限る。）	
四　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。）	
五　電動力応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）	
六　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。）	